

2012年11月1日

8:00、衆2-多目的

民主党 厚生労働部門会議 次第

司会： 津田弥太郎・副座長

1. 挨拶

2. 座長報告

- ・部門会議定例日
- ・部門内 WT の設置について

3. 政府税調の審議状況について

8:15-25 分

説明： 櫻井 充 副大臣

4. 継続審議法案の概要について

8:25-40 分

- ・閣法

説明： 厚生労働省 二川 一男 大臣官房長、ほか

- ・議員立法「医薬品等行政評価・監視委員会設置法案」

説明： 岡本 充功 部門会議座長

5. 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針について 8:40 分

説明： 厚生労働省 小川 誠 高齢・障害者雇用対策部長
中山 明広 職業安定局高齢者雇用対策課長

6. その他

○次回定例部門会議 11/8 (木) 8:00

※予算重点要望・税制改正重点要望に関する団体ヒアリングについては、日時が決まり次第ご連絡します。

2012年11月1日

WT役員構成(案)

※敬称略

医療・介護WT	座長： 辻 泰弘 事務局長： 大久保 潔重
雇用WT	座長： 中川 治 事務局長： 川合 孝典
障がい者WT	座長： 津田 弥太郎 事務局長： 初鹿 明博
生活保護WT	座長： 足立 信也 副座長： 津田弥太郎 事務局長： 長尾 敬
年金WT	顧問： 長妻 昭 座長： 藤田 一枝 事務局長： 白石 洋一
子育て支援WT	座長： 和田 隆志 事務局長： 小西 洋之
行政刷新・規制改革WT	座長： 中野 譲 事務局長： 福田 衣里子

調査会・PTへの役員選出要請(案)

※敬称略

税制調査会	会長： 藤井 裕久 事務局長： 古本伸一郎	主査： 辻 泰弘
子ども・男女共同参画調査会	会長： 小川 勝也 事務局長： 城井 崇	副会長： 和田 隆志
東日本大震災復興調査会	会長： 岡崎 トミ子 事務局長： 津川 祥吾	副会長： 中野 譲
障がい者差別禁止PT	会長： 江田 五月 事務局長： 黒岩 宇洋	副会長： 津田弥太郎
地域主権調査会	会長： 川端 達夫 事務局長： 後藤 斎	副会長： 津田弥太郎

**平成25年度
厚生労働省税制改正要望
主要な事項について**

**平成24年11月1日
厚生労働省**

目次

厚生労働省とりまとめ要望	40項目
他省庁とりまとめ要望	6項目

本日ご説明する項目

1. 医療関係(1~6頁)

- (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続
- (2) 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等の存続
- (3) 高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長
- (4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(※)
- (5) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
- (6) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

2. たばこ税(7頁)

- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

3. 就労促進等(8頁)

- 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長

4. 生活衛生関係(9頁)

- 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置

(※1) 経済産業省(とりまとめ)との共同要望

社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続（所得税、法人税）

要望内容

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。

現状

社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続（事業税）

要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（ ）内の%は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81%）を合算した税率

高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長（所得税、法人税）

要望内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長する。

現状

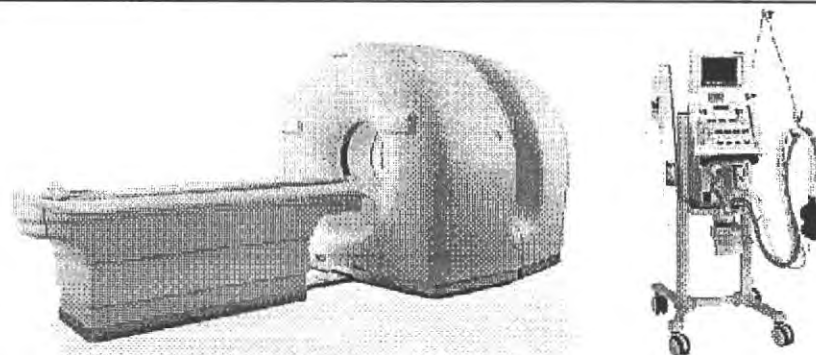
① 高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る。）を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

（～平成27年3月31日）

② 医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。
（～平成27年3月31日）

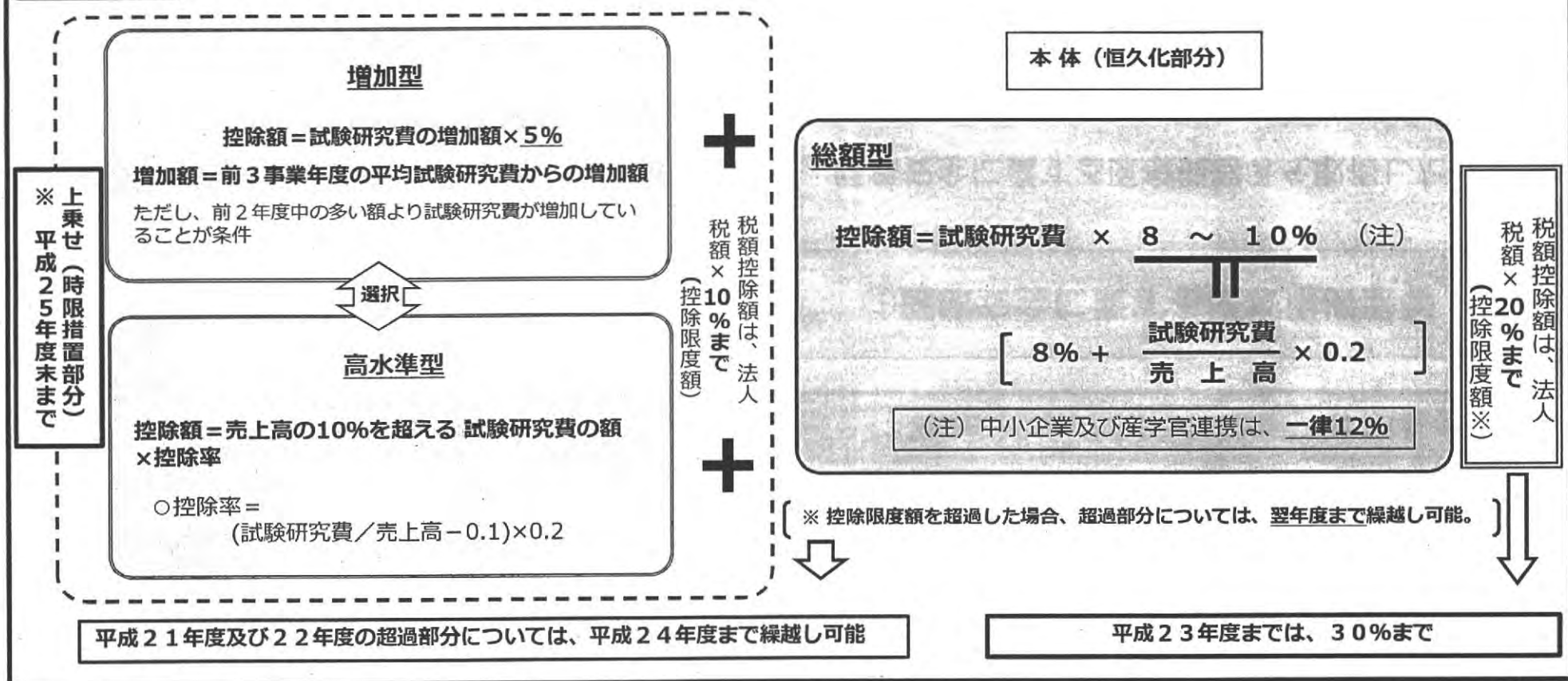


試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (所得税、法人税)

要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制（総額型）について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割まで拡充する。

現行制度

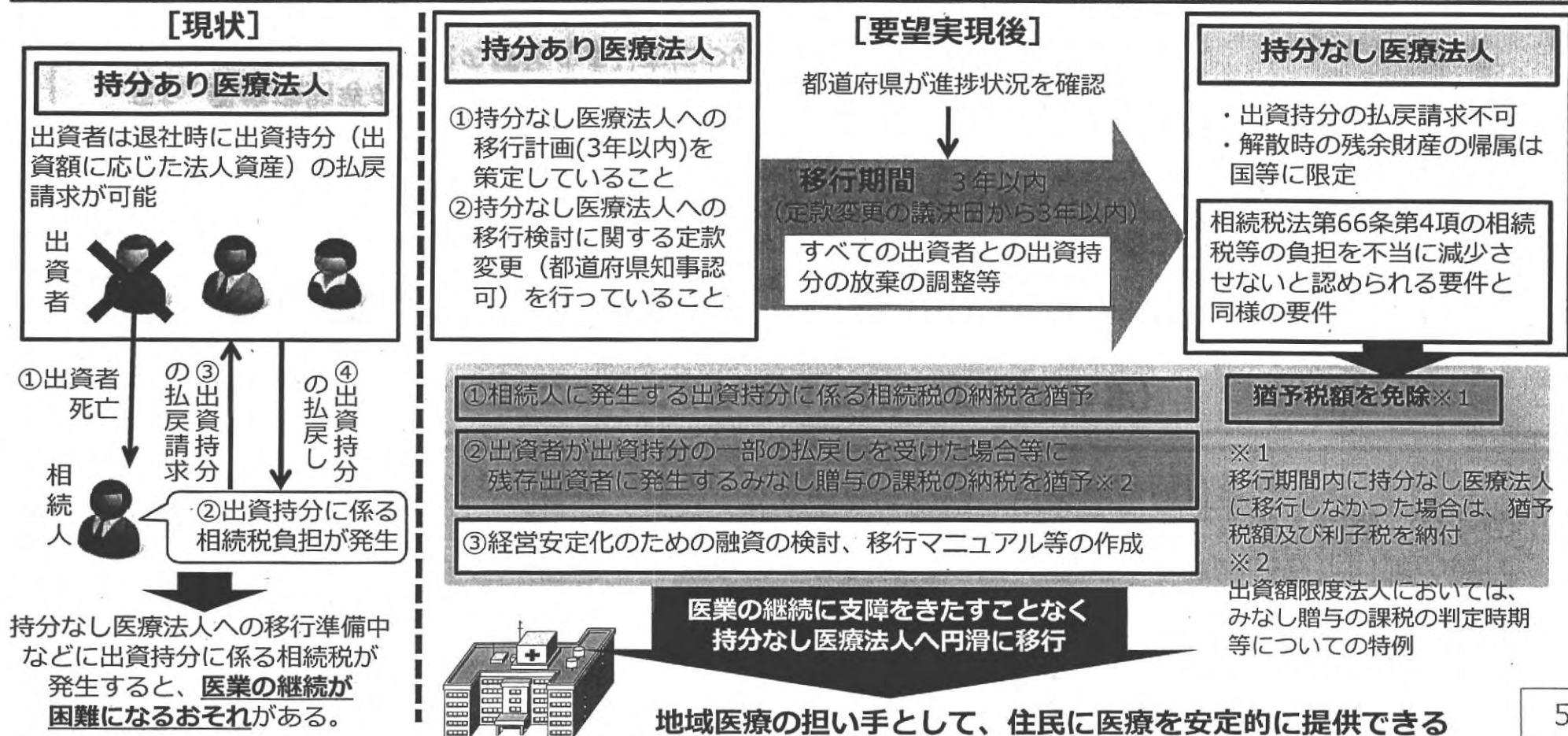


医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設（相続税、贈与税）

要望内容

持分あり医療法人については、出資持分に係る相続税により医業の継続が困難となるとの指摘がある。地域医療を継続しつつ、持分あり医療法人が持分なし医療法人へ円滑に移行できるよう、持分あり医療法人のうち、持分なし医療法人への移行を検討するものについて、移行期間（最長3年間）中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税については、納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合に猶予税額を免除するなどの特例措置を創設する。

併せて、持分なし医療法人への移行中の出資額限度法人については、出資者等による持分返還に伴い残存出資者に発生するみなし贈与の課税の判定時期等についての特例を認める。



要望内容

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税 (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。

また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第1号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ (たばこ税、地方たばこ税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.8倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(約5割)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	32.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	8.4%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成22年国民健康・栄養調査

■ たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

- 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
- 日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。
- (締約国数:175カ国(平成24年8月予定))

健康日本21(第2次) (運動期間:2013~)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21(第2次)では、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指す。
- 【たばこ対策】
 - i. 成人の喫煙率の低下(H34年度 12%)
 - ii. 未成年者の喫煙をなくす(H34年度 0%)
 - iii. 妊娠中の喫煙をなくす(H26年 0%)
 - iv. 受動喫煙の機会を有する者の割合の低下
(行政機関、医療機関 H34年度 0%)
(職場 H32 受動喫煙の無い職場の実現)
(家庭 H34年度 3%)(飲食店 H34年度 15%)

がん対策推進基本計画

- 平成18年度に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。平成24年6月8日閣議決定により見直し。
- 【たばこ対策】上記「健康日本21(第2次)」の項目 i、項目 ii、項目 iv と同じ。
※ iii は含まれず。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税)

要望内容

障害者優先調達推進法を受けて、企業から障害者就労継続支援事業所等への発注を促進することにより、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上を図るため、時限措置である発注促進税制について、5年間の延長を図るとともに、障害者の「働く場」に障害者雇用促進法の在宅就業障害者等を加える。

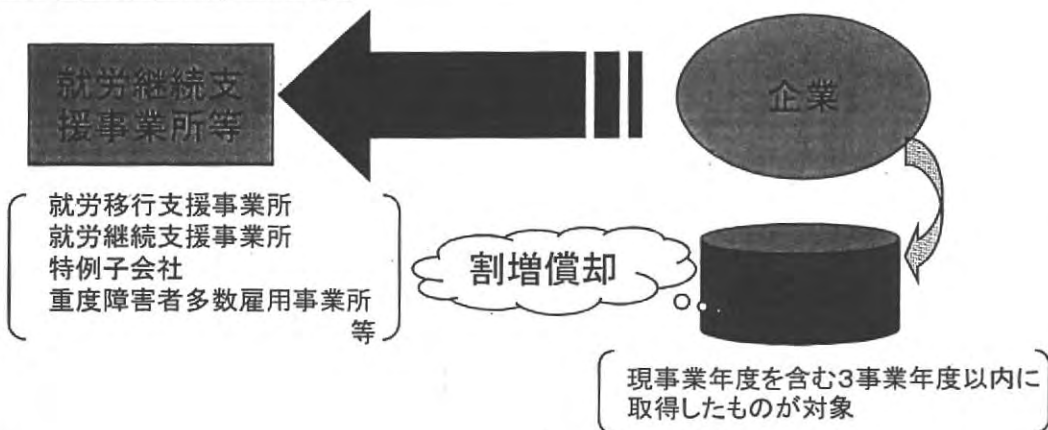
現行制度

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置
 - ・ 企業(法人) : 平成20年4月1日～平成25年 3月31日
 - ・ 個人事業主 : 平成21年1月1日～平成25年12月31日

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額(※)}$$

※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
 - ・ 発注増加額が20万円の場合
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 普通償却限度額(①) | = 1,000万円 × 10% = 100万円 |
| 発注増加額(②) | = 20万円 |
| (合計)償却限度額(①+②) | = 120万円 |
- 例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。

生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置（法人税、法人住民税、事業税）

要望内容

公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。

具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化を図るため、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

共同利用施設に係る特別償却制度

【生活衛生関係営業を取り巻く環境】

飲食店、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業の大半を零細事業者が占める

- 従業員5人未満の事業所が70.4%
- 約115万事業所(全産業589万のうち19.5%)
- 約667万人の雇用(全従業者5,844万のうち11.4%)
[地域経済や雇用面でも重要な役割]

生活衛生同業組合による共同利用施設の促進（事業の共同化）

※個々の零細な事業者では大規模な施設等の取得・設置は困難

●対象設備を4分野に重点化●

少子高齢化
買い物弱者対策

環境・工口
清潔・快適

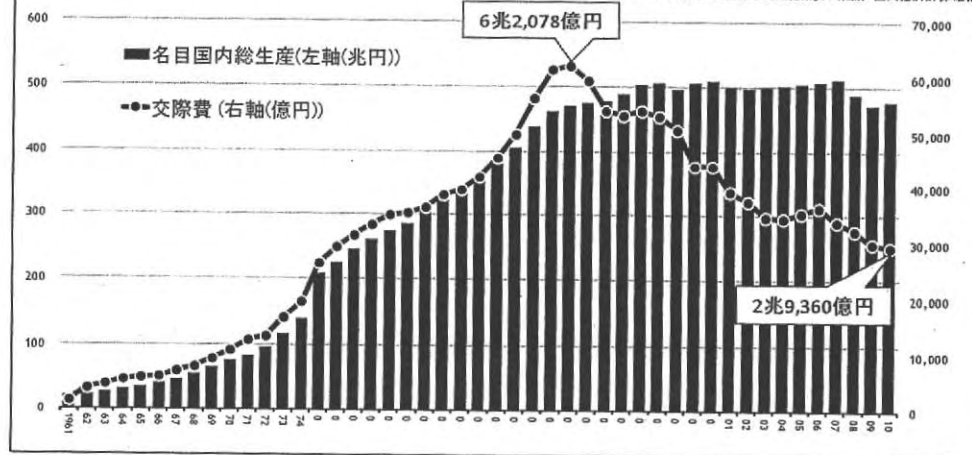
震災復興
節電

安全・安心の
確保

交際費課税の見直し

我が国の交際費と名目GDPの推移

(出典)国税庁「会社課税調査結果」、内閣府「国民経済計算確報」



【現行】

- ・中小法人(資本金1億円以下):600万円までは交際費の90%を損金計上
- ・大法人(資本金1億円超):交際費の損金計上は認められていない

【要望内容】

- ・法人が前年度より交際費を増加させた場合、増加分について一定の限度額内で90%の損金算入を認める → 飲食店等の内需を喚起

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」 の概要

【平成24年8月29日成立】

平成24年11月1日
厚生労働部 資料
厚生労働省 職業安定局
高年齢・障害者雇用対策部

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止し、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象になるようにする。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・ 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

- ・ 事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

5. その他

- ・ 厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

施行期日:平成25年4月1日

高年齢者雇用安定法改正案の修正

(趣旨)

- 高年齢者雇用確保措置の指針の根拠規定を当該措置を規定する法9条に移し、対象者基準の廃止後の継続雇用制度の円滑な運用に資するよう、企業現場の取扱いについて労使双方にわかりやすく示すため、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する独立した指針を定められるようにするもの。

【現行法】

(高年齢者等職業安定対策基本方針)

第六条 (略)

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第四条第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等、同条第二項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助並びに第九条の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項

四～六 (略)

3～5 (略)



【修正内容】

(高年齢者雇用確保措置)

第九条 定年(六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入

三 当該定年の定め廃止

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用(心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。)に関する指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

4 第六条第三項及び第四項の規定は指針の策定及び変更について準用する。

「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針(案)」(抜粋)

- 心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- 就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（案）

第1 趣旨

この指針は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定に基づき、事業主がその雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため講ずべき同条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は定年の定めを廃止をいう。以下同じ。）に関し、その実施及び運用を図るために必要な事項を定めたものである。

第2 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用

65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者雇用確保措置に関して、労使間で十分な協議を行いつつ、次の1から5までの事項について、適切かつ有効な実施に努めるものとする。

1 高年齢者雇用確保措置

事業主は、高年齢者がその意欲と能力に応じて65歳まで働くことができる環境の整備を図るため、法に定めるところに基づき、65歳までの高年齢者雇用確保措置のいずれかを講ずる。

2 継続雇用制度

継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。この場合において法第9条第2項に規定する特殊関係事業主により雇用を確保しようとするときは、事業主は、その雇用する高年齢者を当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を、当該特殊関係事業主との間で締結する必要があることに留意する。

心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。

就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもでき

る。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「改正法」という。）の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。

ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

3 経過措置

改正法の施行の際、既に労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、改正法附則第3項の規定に基づき、当該基準の対象者の年齢を平成37年3月31日まで段階的に引き上げながら、当該基準を定めてこれを用いることができる。

4 賃金・人事処遇制度の見直し

高年齢者雇用確保措置を適切かつ有効に実施し、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用の確保を図るために、賃金・人事処遇制度の見直しが必要な場合には、次の(1)から(7)までの事項に留意する。

(1) 年齢的要素を重視する賃金・人事処遇制度から、能力、職務等の要素を重視する制度に向けた見直しに努めること。

この場合においては、当該制度が、その雇用する高年齢者の雇用及び生活の安定にも配慮した、計画的かつ段階的なものとなるよう努めること。

(2) 継続雇用制度を導入する場合における継続雇用後の賃金については、継続雇用されている高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるよう努めること。

(3) 短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる制度の導入に努めること。

(4) 継続雇用制度を導入する場合において、契約期間を定めるときには、高年齢者雇用確保措置が65歳までの雇用の確保を義務付ける制度であることに鑑み、65歳前に契約期間が終了する契約とする場合には、65歳までは契約更新ができる旨を周知すること。

また、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。

(5) 職業能力を評価する仕組みの整備とその有効な活用を通じ、高年齢者の意欲及び能力に応じた適正な配置及び処遇の実現に努めること。

(6) 勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇について、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努めること。

この場合においては、高年齢者の雇用の安定及び円滑なキャリア形成を図るとともに、企業における人事管理の効率性を確保する観点も踏まえつつ、就業生活の早い段階からの選択が可能となるよう勤務形態等の選択に関する制度の整備を行うこと。

(7) 継続雇用制度を導入する場合において、継続雇用の希望者の割合が低い場合には、労働者のニーズや意識を分析し、制度の見直しを検討すること。

5 高年齢者雇用アドバイザー等の有効な活用

高年齢者雇用確保措置のいずれかを講ずるに当たって、高年齢者の職業能力の開発及び向上、作業施設の改善、職務の再設計や賃金・人事処遇制度の見直し等を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に配置されている高年齢者雇用アドバイザーや雇用保険制度に基づく助成制度等の有効な活用を図る。

医薬品等行政評価・監視委員会設置法案要綱

前文

これまで、我が国においては、特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件をはじめ様々な薬害事件が起き、被害者及びその遺族の方々は、多大な苦痛を強いられてきた。こうした事件が繰り返されることのないよう、過去の教訓を踏まえ、信頼できる医薬品等行政を確立することは、国民全ての願いである。

また、最先端の医療技術の実用化等の推進が図られる中で、革新的な医薬品等を国民が安心して迅速に利用できるようにすることは、国の重要な責務である。

ここに、信頼できる医薬品等行政を確立するために必要な体制を構築することにより、医薬品等の安全性の確保を図るため、この法律を制定する。

第一 趣旨 (第一条関係)

この法律は、医薬品等行政評価・監視委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

第二 設置 (第二条関係)

厚生労働省に、医薬品等行政評価・監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

第三 所掌事務 (第三条関係)

委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

ア 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のもの（以下「医薬品等」という。）の安全性の確保のための施策の実施の状況を評価し、及び監視すること。

イ アの評価又は監視の結果、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、医薬品等の安全性の確保について、提言、勧告又は意見具申を行うこと。

ウ 厚生労働大臣に対し、イの提言、勧告又は意見具申に基づき講じた措置について報告を求めること。

第四 職権の行使 (第四条関係)

委員会の委員は、独立してその職権を行うものとする。

第五 資料の提出要求等 (第五条関係)

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

第六 組織 (第六条関係)

1 委員会は、委員十人以内で組織するものとする。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるものとする。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとする。

第七 委員等の任命 (第七条関係)

1 委員及び臨時委員は、医薬品等の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとする。

第八 委員の任期等 (第八条関係)

1 委員の任期は、二年とするものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とするものとする。

第九 委員長 (第九条関係)

1 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

第十 政令への委任 (第十条関係)

この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

第十一 施行期日等

一 施行期日 (附則第一条関係)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 検討 (附則第二条関係)

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 その他所要の規定の整理を行うものとする。

継続法案等

厚生労働省 総計 4件

件名	要旨	備考
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度及び25年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の措置を講ずる。	第180回通常国会に提出
年金生活者支援給付金の支給に関する法律案	低所得の老齢基礎年金受給者等に対する生活の支援を図るため、年金生活者支援給付金を支給する等の所要の措置を講ずる。	第180回通常国会に提出
国民年金法の一部を改正する法律案	第三号被保険者記録不整合問題に対処するため、国民年金の第三号被保険者に関する記録が不整合である期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすとともに、本人の希望により当該期間に係る保険料を納付することを可能とする等の所要の措置を講ずる。	第179回臨時国会に提出
労働安全衛生法の一部を改正する法律案	労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図り、電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等の制限等の対象に追加するとともに、職場における受動喫煙防止のために必要な措置を講ずる等の所要の改正を行う。	第179回臨時国会に提出

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

(平成24年2月10日提出、7月31日閣議決定による修正)

1. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度~23年度:2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

2. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 公布日又は特例公債法の『年金特例公債の発行規定』の施行日のいずれか遅い日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日(遡及適用はできないため要修正)

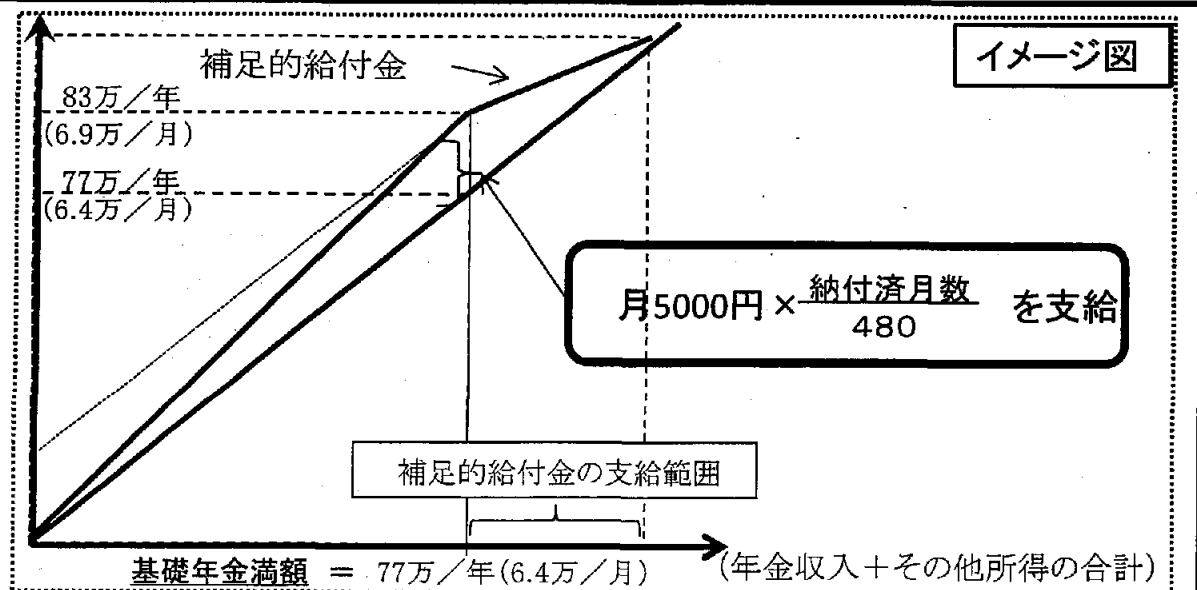
年金生活者支援給付金の支給に関する法律案 (平成24年7月31日提出)

1. 法案の概要

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。→ 対象者：約500万人
 - ① 基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付(※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
→ 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
→ 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日：平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。



国民年金法の一部を改正する法律案(主婦年金追納法案) (平成23年11月22日提出)

<趣旨>

国民年金の「第3号被保険者記録不整合問題」に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している者への配慮措置を講じる。

※ 不整合期間とは、第3号被保険者として記録されていた期間のうち、その後、第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、訂正時に保険料の徴収時効が成立しているものをいう。

1. 法案の概要

(1). 不整合期間の受給資格期間への算入

- 過去に記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、年金の受給資格期間(25年)に算入することにより、不整合期間が判明することで、無年金となってしまうことを避けることができる。

(2). 不整合期間に係る保険料の特例追納(3年間の時限措置)

- 過去に記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、過去10年間にある不整合期間(60歳以上の人は、50歳から60歳であった期間)について、保険料の追納ができるようになる。

(3). 不整合期間に基づく老齢基礎年金を受給している者への配慮措置

- 現に老齢年金を受給している者については、特例追納の納付期限日以降、
 - ・これから支給する分の年金額を追納状況に応じた年金額まで減額する。
 - ・ただし、減額は、現に受給していた年金額の10%を上限とする。
- ただし、いわゆる「運用3号」通知により裁定を受け、現に老齢年金を受給している者については、施行日以降の年金額を、訂正後の記録に基づく年金額まで減額する。

(4). 障害年金又は遺族年金を受給している者の受給権の維持

- 現に障害年金又は遺族年金を受給している者の年金について、受給権を維持するための措置を講ずる。

(5). 記録の不整合の再発防止策

- 第3号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で、日本年金機構が入手できるようにする。

2. 施行期日

一部を除き公布の日から6カ月を超えない範囲内で政令で定める日

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

(平成23年12月2日国会提出、継続審議中)

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日)